

平成 29 年 3 月

## 環状第8号線 環境調査（春季）のお知らせ

東京都環境影響評価条例に基づき、開通から 10 年を経過した環状第8号線において、下記のとおり環境調査を実施しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 調査区間

| 区間   | 調査箇所              | 延長      |
|------|-------------------|---------|
| A 区間 | 練馬区南田中二丁目～同区高松一丁目 | 約 2.6km |
| B 区間 | 練馬区北町四丁目～板橋区相生町   | 約 2.3km |

#### 2 調査期間

A 区間、B 区間ともに

平成 29 年 3 月 19 日（日） から 3 月 30 日（木）まで（準備・片付けを含む）

#### 3 調査項目

| 分類  | 調査項目                                                                   | A 区間 | B 区間 |
|-----|------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 大気質 | 二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )、一酸化炭素( $\text{CO}$ )、<br>二酸化硫黄( $\text{SO}_2$ ) | 4 地点 | 8 地点 |
| 気象  | 風向・風速、気温・湿度                                                            | 2 地点 | 2 地点 |

#### 4 調査会社

A 区間：株式会社オオバ

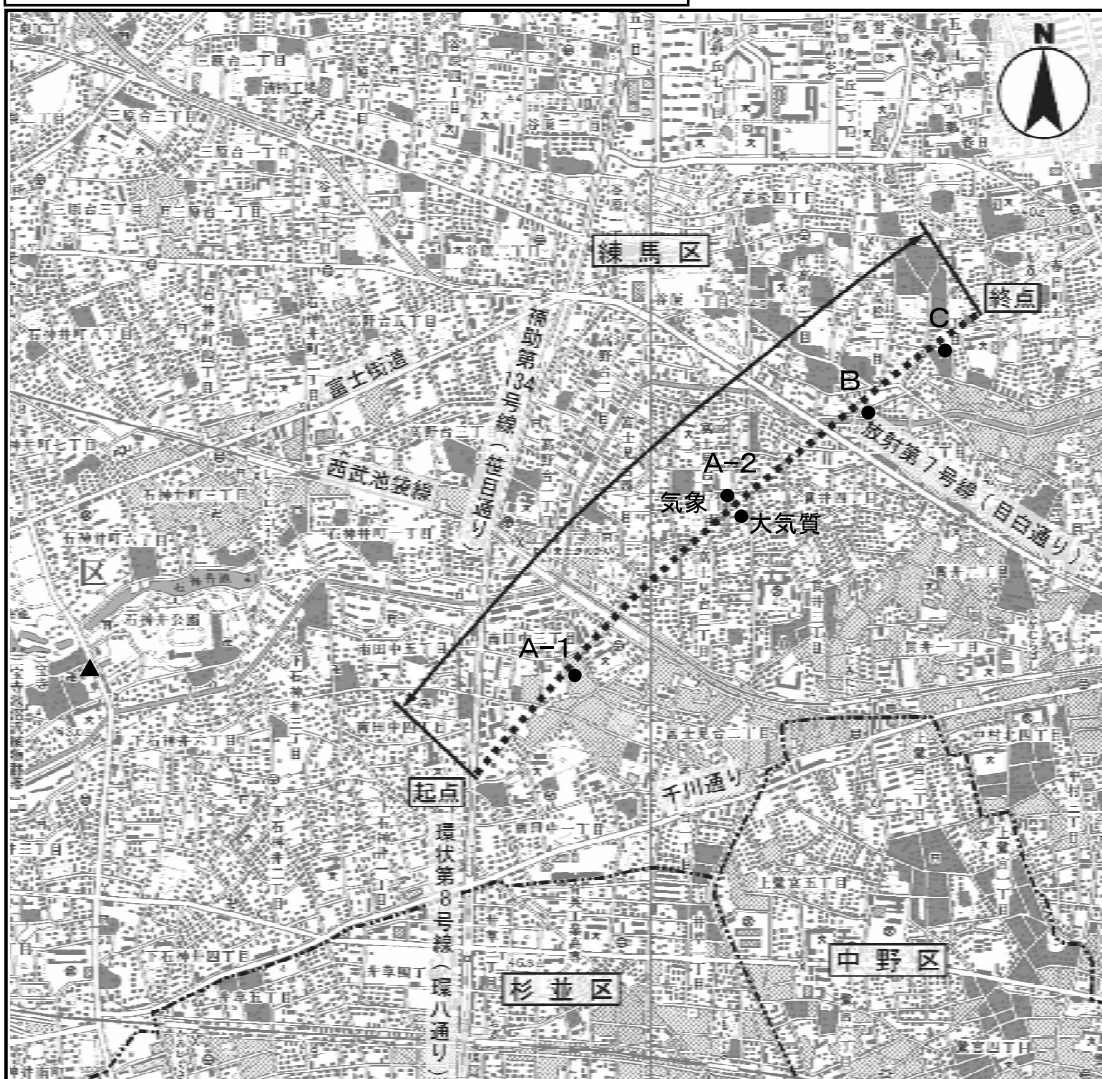
B 区間：株式会社<sup>せいかん</sup>静環検査センター

問い合わせ先

第四建設事務所工事第一課

03-5978-1728

A区間：練馬区南田中二丁目～同区高松一丁目



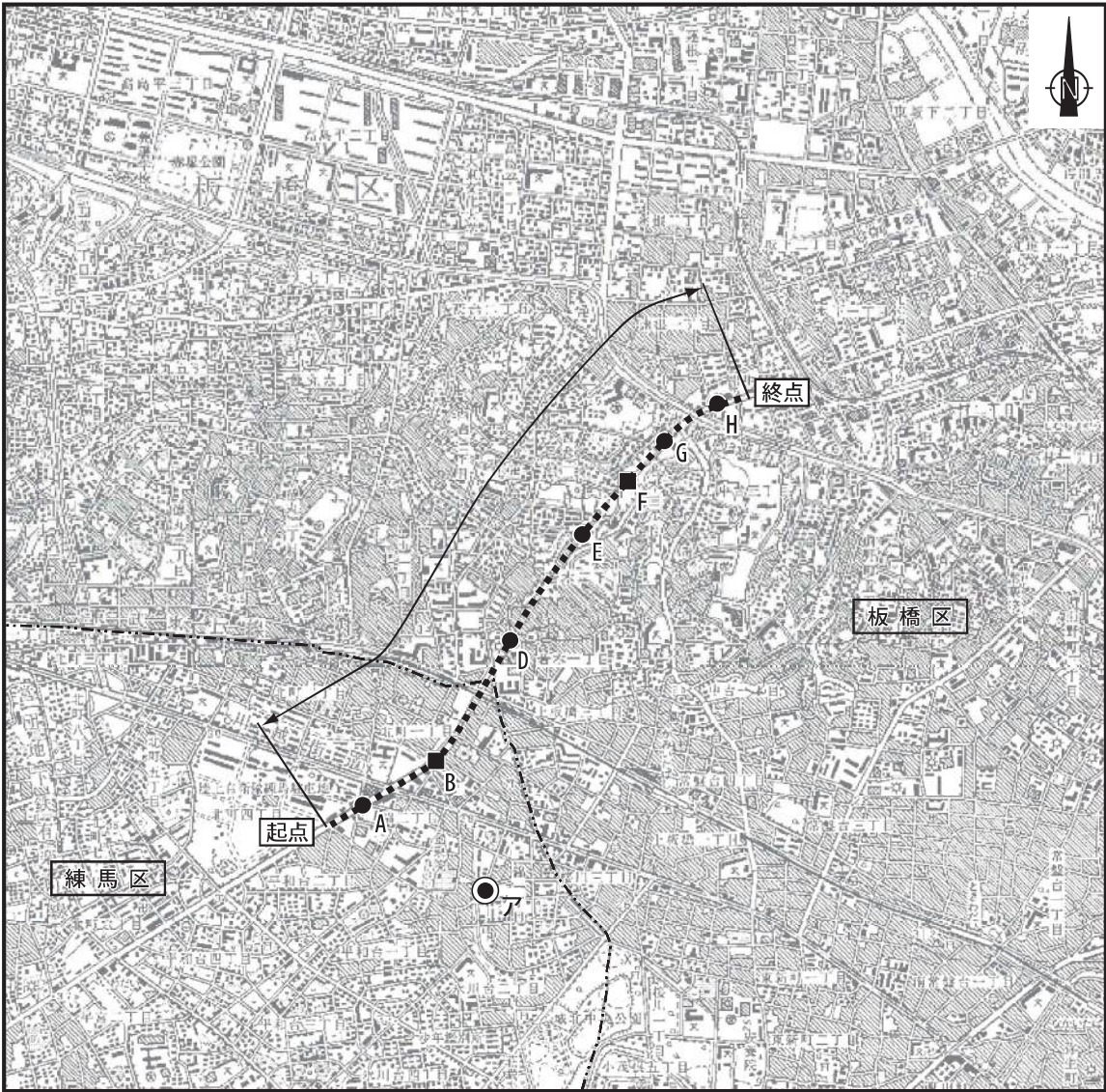
| 凡 例   |              |
|-------|--------------|
| ----- | 東京都の区界       |
| ..... | 調査路線(環状第8号線) |

| 凡例 | 調査地点 | 調査項目 |    |
|----|------|------|----|
|    |      | 大気質  | 気象 |
| ●  | A-1  | ○    |    |
|    | A-2  | ○    | ○  |
|    | B    | ○    | ○  |
|    | C    | ○    |    |

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 図 名 | 環境調査地点図<br>(大気質・気象)            |
| 縮 尺 | 縮尺 1:25,000<br>0 500 1000m<br> |



B区間：練馬区北町四丁目～板橋区相生町



| 凡 例   |              |      |      |    |
|-------|--------------|------|------|----|
| ----- | 東京都の区界       |      |      |    |
| ..... | 調査路線(環状第8号線) |      |      |    |
| 凡例    | 地点名          |      | 調査項目 |    |
| ●     | A,D,E,G,H    | 道路沿道 | 大気質  | 気象 |
| ■     | B,F          |      | ○    | ○  |
| ◎     | ア            |      | ○    |    |

※北町若木トンネル換気所からの影響を把握するために、  
地点アにおいて大気質調査を行います。

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 図 名 | 環境調査地点図<br>(大気質・気象)        |
| 縮 尺 | 縮尺 1:25,000<br>0 500 1000m |

## 環状第 8 号線環境調査に関する主な質問と回答

質問 1 環境調査は、どのくらいの期間で、何回実施するのか。

回答 1 環境調査のうち、大気汚染に関する調査は各季節、各 1 週間の期間で計 4 回実施します。これまでに夏（平成 28 年 8 月）、秋（同 11 月）、冬（平成 29 年 1 月）の調査を実施済みであり、今回の春季調査をもって一連の調査が完了します。

質問 2 騒音や振動の調査は今回（春季調査）実施するのか。

回答 2 「騒音」、「振動」及び「低周波音（低周波空気振動）」の調査は冬季の大気汚染調査時に実施済みです。

質問 3 大気中の PM2.5 や地盤変動は、測定しないのか。

回答 3 環境影響評価条例に基づき作成、提出した事後調査計画書（A 区間：平成 11 年 11 月、B 区間：平成 9 年 11 月）での調査項目は、「大気汚染（大気質 [NO<sub>2</sub>、CO、SO<sub>2</sub>]、気象）」「騒音」「振動」「低周波音（低周波空気振動）」となっています。

PM2.5（微小粒子状物質）や地盤変動は調査項目となっていないため、調査を実施しません。

質問 4 北町若木トンネル換気施設の低周波音（低周波空気振動）は、測定しないのか。

回答 4 低周波音は、事後調査計画書に基づき、路線の高架部である練馬中央陸橋、練馬北町陸橋、板橋相生陸橋において、冬季の調査時に実施済みです。  
北町若木トンネル換気施設における低周波音調査は実施しません。

質問 5 調査の結果、環境基準値を超過していた場合、どのような対策を講じるのか。

回答 5 調査の結果が事前の予測と著しく異なった場合には、環状第 8 号線建設事業との関連を明らかにし、事業が環境に著しい影響を与えていると判断された時には、環境保全のための措置を強化する等、適切に対処します。

質問 6 調査結果は、いつ公表されるのか。

回答 6 今年度の環境調査結果を取りまとめ、平成 29 年度に知事（東京都環境局）へ提出します。その後、都民のみなさんへ公表します。

質問 7 具体的にどのような場所で調査するのか。

回答 7 環状第 8 号線の歩道植樹帯等に、大気質測定小屋（物置）を設置して調査を実施します。調査箇所周辺にお住まいの皆様には事前にお知らせします。測定小屋は調査終了後に撤去します。